野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)

~ 30パーセントごみを減らそう!のだプラン ~

平成30年3月

野田市

目 次

第1章 基本的事項	1
第1節 基本計画策定の背景	1
第2節 計画の期間	1
第3節 本計画の位置付け	2
第4節 一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)の点検、見直し、評価	4
第2章 野田市の概況	5
第1節 人口動態	5
第2節 産業の概況	7
第3節 将来計画の概況	8
第3章 ごみ処理の現況と課題	9
第1節 国、県における減量目標値の設定状況	9
1. 廃棄物処理法における基本方針	9
2。循環型社会形成推進基本計画	10
3. 千葉県廃棄物処理計画	11
第2節 野田市のごみ処理の現状	12
1. ごみ量の推移	12
2. ごみ組成の特徴	12
3. 本市のごみの流れ	13
4. 分別収集及び資源回収等	14
5. 収集•運搬方法	15
第3節 野田市におけるごみ処理の課題	16
1. 中間目標年度の評価	16
2. 本市におけるごみ処理の課題	18
第4章 ごみ処理基本計画	23
第1節 ごみ処理の基本方針	23
第2節 施策の体系	23
第3節 重点施策	
1. 排出抑制	
2. ごみ減量・リサイクルの推進	
3. ごみ処理システムの整備・拡充	
4. 環境保全意識の普及啓発	
	·····

第4節 注	減量目標とごみ量の予測	33
1. 減	量目標値の設定	33
2. 減	量目標に基づくごみ量の予測	33
第5章 計	・画策定に当たっての留意事項	36
第1節 7	施策の実施体制	36
1. 市	民・事業者・行政のパートナーシップの構築	36
2. 他	の自治体との連携による広域支援体制	36
3. 災	害対策体制の確立	36
4.環	境マネジメントシステムの導入	36
第2節	地球温暖化防止への配慮	36
	資 料 編	
【資料1】	ごみ発生量及び処理量の見込み	資- 1
【資料2】	廃棄物行政の歩み	資-41
【資料3】	土地利用状況	資-47

第1章 基本的事項

第1節 基本計画策定の背景

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項の規定に基づき策定を義務付けられているものですが、「ごみ処理基本計画策定指針」(平成 28 年 9 月環境省)において、目標年次を 10 年から 15 年先において概ね 5 年ごとに計画を改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には計画の見直しを行うことが適切であるとされています。

平成 24 年 3 月に策定した「野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)~30 パーセントごみを減らそう!のだプラン~」でも、中間年度で見直しを行うこととしていることから、前期計画期間における重点施策を検証し、33 年度までの後期計画とするために必要な新規事業の追加、終了した事業の削除など、必要な時点修正を行う形態により中間見直しを行うものです。

第2節 計画の期間

計画期間は、平成 30 年度から平成 33 年度までの4年間とする。(平成 31 年 4 月 30 日の翌日から新元号となる予定です。)

第3節 本計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法に基づき策定されるものであり、その上位法である 「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」を始め、各種リサイクル法などと整合を図り、 本市における一般廃棄物処理の方向性を示すものです。

また、本計画は、野田市総合計画及び野田市環境基本計画の下位計画として、本市における今後の廃棄物行政を推進するための行政計画としての性格を有します。循環型社会形成に向けた法体系及び本市における一般廃棄物処理基本計画の位置付けを図 1-3-1 に、本計画に関係する法令の概要を表 1-3-1 に示します。

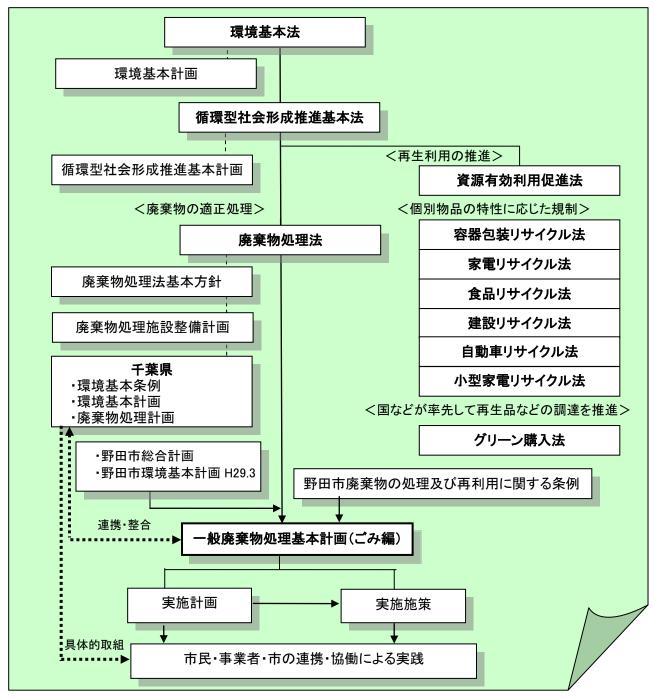


図 1-3-1 本計画と他の法令・計画との関係

表 1-3-1 本計画に関係する法令の概要

法令名称	制定年度	概 要
環境基本法	平成5年度	環境の保全について基本理念を定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、 国民の健康と文化的な生活を確保する。
循環型社会形成推進基本法	平成 12 年度	循環型社会の形成についての基本原則や国の責務を定めるとともに基本計画の策定などについて定めることにより、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進する。
廃棄物処理法 (廃棄物の処理及び清掃に関する 法律)	昭和 45 年度	廃棄物の排出抑制や適正な処理(分別、保管、収集、 運搬、処分、再生など)を行うことにより、生活環境 の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。廃 棄物の定義や処理責任、廃棄物処理業者及び処理施設 に対する許可、廃棄物処理基準などを規定している。
資源有効利用促進法 (資源の有効な利用の促進に関す る法律)	平成3年度	資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制や 環境保全に資するため、主に事業者などの取組を中心 に廃棄物の発生抑制、部品などの再利用及び原材料と しての再利用の促進を目的としている。
容器包装リサイクル法 (容器包装に係る分別収集及び再 商品化の促進等に関する法律)	平成7年度	家庭などから排出されるごみの大半(容積比約 60%)を占めている容器包装の製造・利用事業者などに分別収集された容器包装のリサイクルを義務付けることにより、一般廃棄物の減量と資源の有効利用を図る。
家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法)	平成 10 年度	家電製品の製造・販売事業者などに、廃家電製品の回収、リサイクルを義務付けることにより、家電製品の効果的なリサイクルと廃棄物の減量化を図る。対象となる家電製品はテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機。
食品リサイクル法 (食品循環資源の再生利用等の促 進に関する法律)	平成 12 年度	売れ残りや食べ残し又は製造過程において発生する食品廃棄物について、発生抑制、減量化などにより最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料などの原材料として再生利用するため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用などの促進を図る。
建設リサイクル法 (建設工事に係る資材の再資源化 等に関する法律)	平成 12 年度	建設工事の受注者などに、建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務付け、建設工事に係る資材の有効利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。
自動車リサイクル法 (使用済自動車の再資源化等に関 する法律)	平成 14 年度	自動車製造業者及び関連事業者による使用済自動車の 再資源化などを適正かつ円滑に実施するための措置を 講じることにより、使用済自動車の適正な処理とリサ イクルなどを図る。
小型家電リサイクル法 (使用済小型電子機器等の再資源 化の促進に関する法律)	平成 24 年度	使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講することにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。
グリーン購入法 (国等による環境物品等の調達の 推進等に関する法律)	平成 12 年度	国などが率先して、再生品などの環境物品など、調達 を推進し、情報提供その他の環境物品などへの需要の 転換の促進を図る。

第4節 一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)の点検、見直し、評価

一般廃棄物処理基本計画は、資源循環に係わる様々な施策を多岐にわたって展開するための基礎となる計画です。基本計画で定めた目標を達成するため、計画の各段階において進捗状況を点検・評価し、次の施策展開に反映させていく必要があります。

また、環境を取り巻く社会情勢は日々変化していることから、新たな知見を随時取り入れてい くことも重要です。

そのため、計画の進捗状況を施策ごとに毎年点検するものとします。

点検は、目標達成に向けた取組状況や目標の達成度について評価し、問題点について整理します。これにより、次年度に向けた事業の課題を明確に把握し、必要に応じて基本計画及び実施計画の見直しを行います。(図 1-4-1 参照)

また、市民や事業者の取組や活動を把握するとともに、寄せられた情報や意見についても検討 していきます。

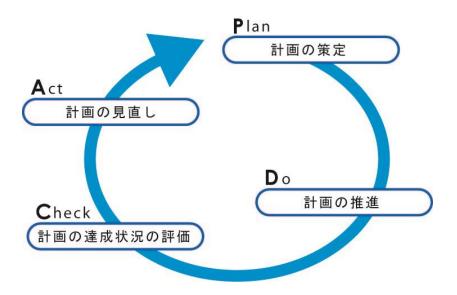
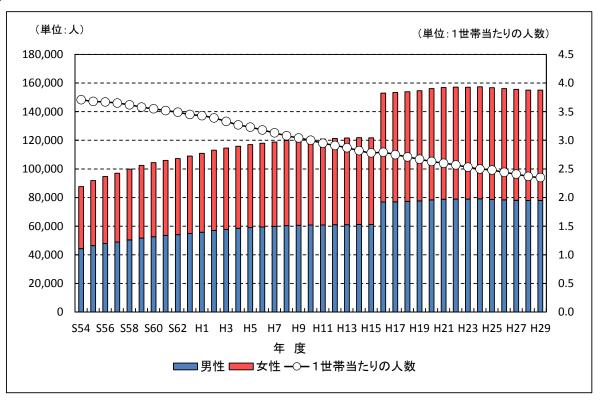


図 1-4-1 本計画における PDCA サイクル (イメージ図)

年度ごとの点検内容					
個別施策	計画全体				
・具体的な取組 (市民・事業者・行政)・進捗状況の点検・進捗状況の評価・次年度の目標と課題	・各施策間の調整・重点施策などの検討・関連事業、計画との連携・国、県、近隣市町との連携				

第1節 人口動態

本市における人口の推移を図 2-1-1 に示します。本市の人口は、右肩上がりで推移してきており、平成 15年6月6日には旧野田市と旧関宿町が合併したことにより、15万人を超えました。しかしながら、人口は、平成 24 年度から減少傾向に転じ、1 世帯当たりの人数も年々減少し、少子化・高齢化が進んでいるため、将来的にも従来のような増加傾向での推移は考えにくくなっています。それらを踏まえ、本計画の上位計画『野田市総合計画』の人口を採用し、平成 32 年度 155,141 人、平成 37 年度 153,684 人、平成 42 年度 151,932 人で推移するものとします。



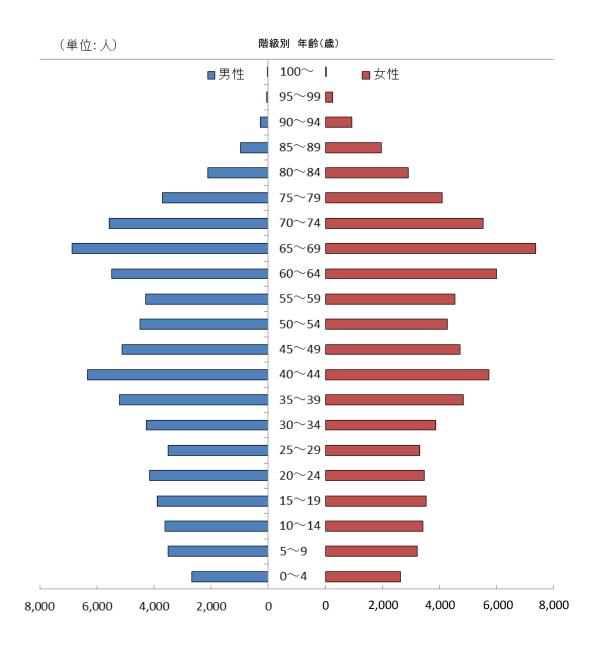
資料:市民課

図 2-1-1 本市における人口の推移

注:昭和54年~61年は住民基本台帳による。昭和62年~平成24年は、住民基本台帳及び外国人登録者数の各年4月1日付け人口を示しています。平成25年からは外国人登録法の廃止に伴い、住民基本台帳の数値による。ただし、平成29年は1月1日現在の人口です。

年齢別人口を図 2-1-2 に示します。平成 27年度における本市の年齢別人口では、男女ともに 65~69 歳が最も多くなっています。

また、O~14 歳までの年少人口は市全体の約 12.5%、15~64 歳までの生産年齢人口が約 59.6%となっていますが、65 歳以上の老年人口は 27.9%を超えています。



資料:「平成27年国勢調査」

図 2-1-2 本市における年齢別人口(平成 27 年度)※

-

[※] 年齢不詳は含まず。

第2節 産業の概況

本市の産業別事業所数と従業者数を表 2-2-1 に示します。

本市においては、長い歴史と伝統を有する醤油醸造業及びその関連産業が野田市駅周辺で発展し、多くの工場が稼動しています。また、国道 16 号線沿いの中里、南部、野田工業団地では金属・機械製造を中心として発展してきており、製造業の割合が比較的高くなっています。さらに、低地部の農地利用では水稲を中心とした作付けが行われており、台地部では、枝豆やほうれん草などの野菜類を中心とした農業が営まれています。しかし、近年の高齢化に伴う後継者不足などにより、耕作放棄地が拡大しつつあることから、第一次産業の割合は低くなっています。

また、7割を占める第三次産業では、卸売業・小売業が 18.6%、次いで運輸業・郵便業が 13.1% となっていますが、郊外型・沿道型の大型店の立地が進み、中心市街地で店舗の老朽化や後継者 問題、駐車場不足などにより商業を取り巻く環境は厳しくなっています。

表 2-2-1 本市における産業別事業所数と従業者数の概要

産業分類	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	構成比 (%)
第一次產業	22	184	0.3
農林漁業	22	184	0.3
第二次產業	1,243	15,504	26.3
製造業	649	12,577	21.3
建設業	594	2,927	5.0
鉱業、採石業、砂利採取業			0.0
第三次産業	3,789	42,335	71.7
卸売業、小売業	1,183	10,986	18.6
運輸業、郵便業	259	7,704	13.1
医療、福祉	401	6,876	11.7
宿泊業、飲食サービス業	481	4,077	6.9
教育、学習支援業	182	3,482	5.9
生活関連サービス業、娯楽業	465	3,043	5.2
その他	301	2,860	4.8
学術研究、専門・技術サービス業	146	1,140	1.9
不動産業、物品賃貸業	266	837	1.4
金融業、保険業	53	609	1.0
他の営利事業	26	492	0.8
電気・ガス・熱供給・水道業	11	141	0.2
情報通信業	15	88	0.2
公 務	24	1,005	1.7
合 計	5,078	59,028	100.0

資料:「平成 26 年経済センサス基礎調査」 注:事業内容が不詳の事業所は含まず。

第3節 将来計画の概況

本市では、ごみの分別収集等を通じて、廃棄物の減量化・リサイクル化について、これまでも 着実に成果をあげてきました。快適で安全な野田市を実現するためには、引き続き、廃棄物を適 正に処理する必要があります。今後も、効果的な情報提供、市民の意識啓発の促進、分別収集の 徹底、焼却灰のより安全な再利用方法等を通じ循環型社会の構築に向け、その充実を図るととも に、適切な施設整備を推進します。

廃棄物の安定的で適正な処理を行うためには、一般廃棄物最終処分場が不可欠ですが、周囲を 河川に囲まれ優良農地が多く存在している野田市においては、その確保が困難な状況であります。 現在、市外の一般廃棄物最終処分場に依存しており、その残余容量も逼迫しているため、廃棄 物処理における清掃工場の重要性は極めて高く、したがって、今後も引き続き施設整備の在り方 など対応策を幅広く検討します。

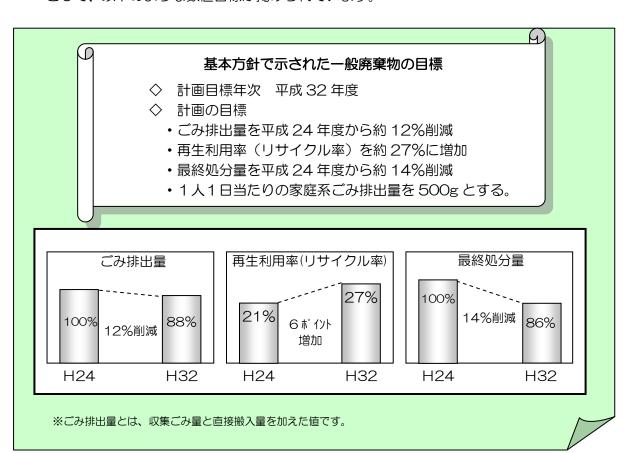
第1節 国、県における減量目標値の設定状況

1. 廃棄物処理法における基本方針

廃棄物処理法第5条の2第1項に基づき環境大臣が定める基本方針が平成13年5月に告示、平成28年1月に変更され平成28年度以降の廃棄物の減量化の目標などが定められました。

近年、世界的な資源制約の顕在化や地球環境問題への対応が急務となっており、新たな基本方針では、今日的な状況変化に対応し、諸課題の解決を図るべく、循環型社会への転換を更に進めていく必要があること、またその際、低炭素社会との統合の観点にも配慮して取組を進めることで、廃棄物をめぐる問題への対応は、環境と経済成長とが両立する社会づくりにより、一層つながるものになるとしています。

このような循環型社会の構築を目指し、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標として、以下のような数値目標が掲げられています。



2. 循環型社会形成推進基本計画

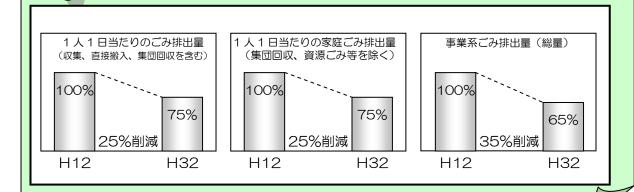
循環型社会形成推進基本法(平成 12 年 法律第 110 号)が制定されたことを受け、平成 15 年3月に循環型社会形成推進基本計画が策定されました。

その後、これまでの取組成果や目標達成の進捗状況、世界的な資源制約、地球温暖化を始めとする環境問題への対応などの社会経済情勢の変化を踏まえ、平成25年5月に第3次循環型社会形成推進基本計画が策定されました。

第3次循環型社会形成推進基本計画では、環境保全が人類の生存基盤に関わる極めて重要な課題であることを踏まえ、前計画の内容の充実・強化を図り、循環型社会の構築を一層推進するための各主体の取組や具体的な数値目標が設定されています。

循環型社会形成推進基本計画で示されている主な取組目標

- ◇ 計画目標の設定(平成28年度~平成32年度)
 - ・約90%の人たちが廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の 意識を持ち、具体的な3R行動の実施率が平成24年度実施した 世論調査からそれぞれ約20%上昇すること。
 - ・1人1日当たりのごみ排出量の約25%削減
 - 資源回収されるものを除いた1人1日当たりに家庭から排出 するごみの量の約25%削減
 - ・事業系ごみ排出量(総量)の約35%削減
 - ・地方公共団体、上場企業等のグリーン購入グリーン契約の推進



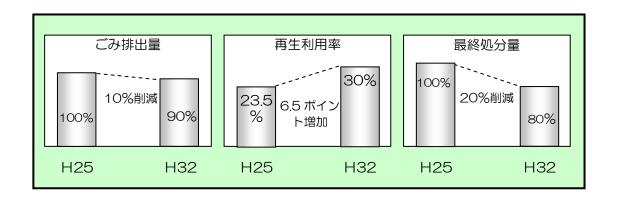
3. 千葉県廃棄物処理計画

千葉県では、平成28年3月に「千葉県廃棄物処理計画」を策定しています。

この計画では、不法投棄などの諸課題への対処を図りつつ、「もの」を大切にし、持続可能な資源循環型社会への転換を更に進めていくため、一般廃棄物と産業廃棄物について、それぞれごみ排出量、再生利用率、最終処分量の目標を設定し施策を策定しています。

このうち、一般廃棄物についての目標値は、以下のとおりとなっています。

また、国の基本方針で新たに設定されたことに合わせて、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を国と同じ500g以下の目標値が設定されています。



これらの目標を達成するために、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減させる循環型社会の構築を目指すため、市町村との連携を図りながら、3R*を推進する県民運動を展開し、県民一人ひとりがライフスタイルへの変革を円滑に進めるための広報啓発や環境づくりを推進するとされており、特に、リサイクルより優先順位の高い、2R*の取組を強化していくとされています。

^{※3}Rとは、(リデュース: Reduce)、(リユース: Reuse)、(リサイクル: Recycle)の頭文字を表しています。優先順位として、まず「ごみ」の発生抑制(リデュース: Reduce)を図り、続いて「ごみ」にせず再使用する(リユース: Reuse)、さらにどうしても「ごみ」として排出するものについては分別排出により再資源化する(リサイクル: Recycle)となります。

^{※2}Rとは、上記の「3R」の中でも特に優先して取り組みたい(リデュース)、(リユース)の頭文字を表しています。2Rの推進により、廃棄物の排出量そのものを減らすことで、環境への負荷が低減されるだけでなく、リサイクルや処理にかかるエネルギーやコストの削減につながります。

第2節 野田市のごみ処理の現状

1. ごみ量の推移

本市の1人1日当たりの排出量 (排出原単位)は、平成7年度の指定でみ袋制度の調かを示し、平成15年6月のとの関係も年々減少を示したの関係も年々減少値が、平成24年度

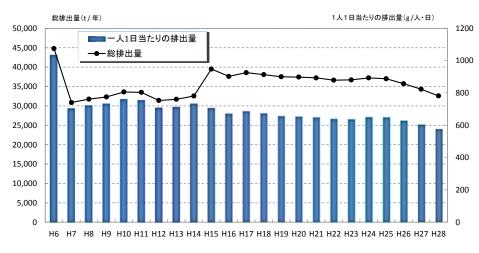


図 3-2-1 ごみ量の推移

一旦増加し、それ以降は再び減少傾向にあります。収集したごみと、処理施設に持ち込まれたごみの総排出量は、平成 24 年度から連続で減少しています。(図 3-2-1 参照)

2. ごみ組成の特徴

本市のごみ質は、紙類の組成割合(乾基準)が約46%と最も高いことと、水分の割合が約54%(千葉県内焼却施設の平均値45.6%)と高いことが特徴です。さらに、排出時のごみ組成(湿基準)としては厨芥類などが非常に多く、その水分が紙ごみに染み込み保持されているものと考えられます。現状では、処理量の半分以上を占める水分を蒸発処理するために多量の灯油などのエネルギーを消費しています。こうしたことから、厨芥類の水切りの徹底と紙類の削減は、大幅なごみ減量につながるとともに、ごみ中の水分量の低減効果も期待できます。これらの本市のごみ質の特徴を踏まえ、生ごみ(水分を含む)と紙類の減量に重点的に取り組む必要があります。(表3-2-1参照)

ス 3 2 1 坑水の十万0の性規心及の症に心木(42年)				
			野田市	
見掛比	重	(kg/m^3)	248	
全水分		(%)	54.0	
全灰分		(%)	6.6	
可燃分		(%)	39.4	
	紙類	<u>-</u>	45.5	
ごみ組成	厨芥類		14.2	
組	布類		13.1	
成	草木類		10.9	
乾	プラスチック類		8.9	
(乾基準)	ゴム類		0.1	
準	その他		3.9	
	金属類		1.3	
(%)	ガラス類	·	0.4	
(/0)	セトモノ・石・砂		1.7	
不燃物		(%)	12.4	

表 3-2-1 現状の平均ごみ種類組成の推計結果(乾基準)

※不燃物混入率:不燃物(プラスチック類、ゴム類、金属類、ガラス類、セトモノ・石・砂)の割合(乾基準)

3. 本市のごみの流れ

本市のごみ処理の流れを図3-2-2に示します。

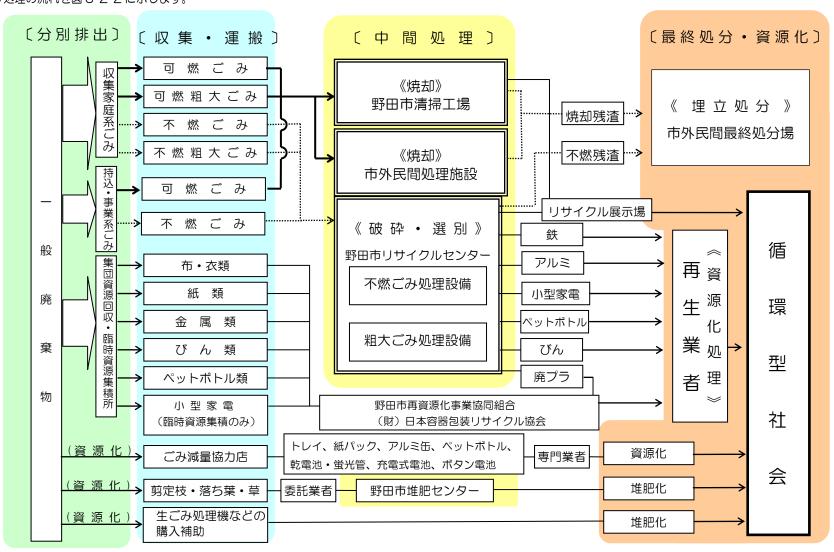


図 3-2-2 ごみ処理フロー図(平成 29 年度)

4. 分別収集及び資源回収等

(1) ごみの種類による区分

ごみの区分については、適正かつ効率的・経済的な中間処理を実施するため、処理方法から「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」「資源物(剪定枝などを含む)」「小型家電」及び「有害ごみ」に区分しています。本市におけるごみの分別品目及び収集頻度を表 3-2-2 に示します。

表 3-2-2 ごみの分別区分、収集頻度及び排出方法(平成 29年4月現在)

区分	88	対象となるごみ	収集頻度	排出方法
可燃ごみ	可燃物	生ごみ、紙くず、紙おむつ、ペット用トイレシート又はトイレ砂、貝殻、紙コップ、ラップの芯、石けん、本革製品など	週2回	指定ごみ袋
不燃ごみ	不燃物	 プラスチック類 ガラス類 陶磁器類 ゴム製品類 小型家電製品 ビニール類 ラップ類 トレイ類 その他(使い捨てカイロ、水着、工作などで切断されたペットボトルなど) 	週1回	指定ごみ袋
粗大ごみ	基準を超える 大きさのごみ	1 辺が 40 c m以上のもの、又は 3 辺 (縦+横 +高さ) の合計が 90 c m以上のもの	随時(申込) 自己搬入	粗大ごみ処理券 自己搬入
	紙類	新聞紙、ダンボール、飲料用紙パック(牛乳・ジュースなどで内側にアルミなどが使われていないもの)、雑紙(雑誌・包装紙・紙袋・名刺など)		ひもで縛る 紙袋
	びん類	ジュース・酒などの飲料用びん、ジャムや調味料類のびん、コーヒーなどの嗜好品用びん	月1~2回 集団資源回収	回収容器
	ペットボトル類	飲料、酒、みりん、醤油、めんつゆ、食酢・調味酢、ノンオイルドレッシングの入っていたペットボトル容器(キャップを除く)	(団体により 収集頻度が 異なる)	回収容器
資源物	金属類	飲料水のアルミ缶、スチール缶、缶詰の缶、菓子などの入っていた缶、油や塗料の入っていた缶、カウル、なべ、釜、金属トタン板、トースター、自転車、石油ストーブ、ガスレンジ、ファンヒーター、電子レンジ、鉄くず、ステンレス、銅製品など	(月1回市内 臨時資源集積 所2箇所に自 己搬入も可)	回収容器
	布•衣類	布(毛布、タオルケット、シーツ、カーテンなど)、衣類(ポロシャツ、ブラウス、ワイシャツ、ズボン、スカートなど)		ひもで縛る
	剪定枝など	市内から発生する剪定枝、落ち葉・草など	随時(申込) 自己搬入	バラ積み 又は結束
小型家電	小型家電製品	ゲーム機、電話機、パソコン、プリンター、電 気掃除機、IHコンロ、ビデオカメラなど	月1回市内 臨時資源集積 所2箇所に 自己搬入	自己搬入
有害ごみ	有害物質を 含むごみ	乾電池、蛍光管など	拠点回収	自己搬入

(2) 収集・処理できないごみ

紙くず・木くず・市内の個人居宅の解体に伴う木材(書類により確認できたもののみ)以外の産業廃棄物や、家電リサイクル法の対象品目(冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機、テレビくブラウン管式、液晶式、プラズマ式>、エアコン)、資源有効利用促進法の対象物(パソコン)、特別管理一般廃棄物に指定されている感染性廃棄物及び適正処理困難物(廃タイヤ、消火器、車両用バッテリーなど)については、本市施設では処理できないことから収集や受入れを行っていません。

5. 収集•運搬方法

ごみを迅速かつ衛生的に処理するため、野田市全域を対象とし、地域的な偏りのない、効率的 で適切な収集体制を構築し、それを維持することにより市民サービスの向上を図っています。

また、ごみの収集・運搬は、ごみステーション(集積所)方式を基本とし、直営又は委託により表 3-2-3 に示すように行っていますが、3 Rの推進及び新清掃工場の整備に伴い、収集運搬体制の見直しが必要となります。

なお、老年人口の増加、老人単身世帯の増加により、平成 16 年度からごみ出しが困難な高齢者や障がいのある方を対象とした戸別収集事業(野田市ひとり暮らし高齢者等ごみ出し支援事業)を実施するとともに、27 年度からは、粗大ごみの運び出しが困難な高齢者、障がい者等に対し、屋内からの粗大ごみの運び出し収集事業(野田市粗大ごみ運び出し収集事業)も実施しています。

表 3-2-3 収集運搬体制

項目	排出方法	収集形態	収集頻度	収集主体
可燃ごみ	指定ごみ袋	ごみステーション(集積所) 収集	週2回	市(直営・委託)
不燃ごみ	指定ごみ袋	ごみステーション(集積所) 収集	週1回	市(直営・委託)
粗大ごみ	粗大ごみ処理券貼付	戸別回収	申込制	委託業者
有害ごみ	指定なし	拠点回収	個別持込	委託業者
資 源 物	指定なし	拠点回収	月1~2回	委託業者
小型家電	指定なし	拠点回収	月1回	委託業者

第3節 野田市におけるごみ処理の課題

1. 中間目標年度の評価

平成24年3月に策定された現行計画の『野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)』に掲げられた数値目標に対して中間目標年度実績は、次のとおりです。

平成28年度における実績と現行計画における目標値を比較すると家庭系処理対象ごみでは、 目標値に対して3,086 t 超過となっています。事業系処理対象ごみについては、1,148 t の減 となり、目標を達成しています。処理対象ごみ合計では、1,938 t の超過となり目標値を達成 できていません。

区分	平成 28 年度 単純将来予測値	平成 28 年度 将来目標値	平成 28 年度 実績値	評価
家庭系処理対象ごみ	22,794 t	20,098 t	23,184 t	未達成
事業系処理対象ごみ	12,122 t	10,546 t	9,398 t	達成
処理対象ごみ合計	34,916 t	30,644 t	32,582 t	未達成

単純将来予測値:現在の状況が将来も続くとした場合における予測値

将来目標値:将来達成したいとする値

部は、平成 28 年度における実績値が将来目標値を未達成

《1人1日当たりの排出量に換算した推計値の比較》

1人1日当たりの排出量(排出原単位)は、事業系処理対象ごみについては平成28年度における目標値に対して18g少なく目標を達成しております。しかし、家庭系処理対象ごみ及び処理対象ごみ合計については、それぞれ60g、42g目標値を超過しています。

区分	平成 28 年度 単純将来予測値	削減率	平成28年度 将来目標值	平成28年度 実績値	評価
家庭系処理対象ごみ	398g/人·日	11.8%	351 g/人·日	411g/人·日	未達成
事業系処理対象ごみ	212g/人·日	13.2%	184g/人·日	166g/人·日	達成
処理対象ごみ合計	610g/人·日	12.3%	535g/人·日	577g/人·日	未達成

削減率: 平成 28 年度単純将来予測値に対する将来目標値の削減割合 部は、平成 28 年度における実績値が将来目標値を未達成

《まとめ》

平成 28 年度における実績値と目標値の比較結果から、家庭系処理対象ごみについては、総排出量及び1人1日当たりの排出量ともに目標値を達成しておらず、早急に対応策を講じる必要があります。

また、事業系処理対象ごみは目標値を達成しているものの、わずか 18gであり、更なる減量 対策の検討が必要と考えられます。

処理対象ごみ合計についても、総排出量及び1人1日当たりの排出量それぞれ家庭系ごみの 影響で目標値を達成していないことから、対応策の検討が必要です。

2. 本市におけるごみ処理の課題

(1) 可燃ごみ中の水分の削減対策

本市のごみ中の水分量を図 3-3-1 に示します。千葉県内の他市におけるごみ質調査結果*の水分量の平均値は 45.6%ですが、本市の平均水分量は 54%と高いことが特徴となっています。図 3-3-2 は、組成ごとの水分量を設定して湿基準を推計したものですが、これから明らかなように、水分が高い要因は、飼養類によるものと考えられます。家庭からの排出時の生ごみの水きりは、非常に簡単な減量方法であり、市民一人一人の行動により大きな成果が期待できるものです。より効果的な市民への啓発方法の検討を行う必要があります。

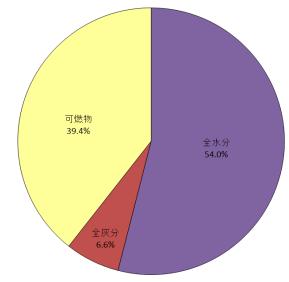


図3-3-1 本市のごみの3成分

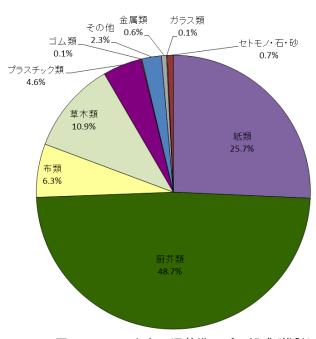


図3-3-2 本市の湿基準のごみ組成(推計)

-

[※]千葉県 HP 清掃事業の現況と実績(H27)

(2) 紙類の資源回収効率の向上

可燃ごみの中に、紙類が多く含まれている背景としては、本来、 資源となるべき雑紙の混入や、個 人情報を他人に知られたくないという理由から、やむを得ず、可燃 ごみとして排出されていると推定されます。

紙類の減量・リサイクルの推進 のためには、資源としての回収効 率の向上と合わせて、よりきめ細

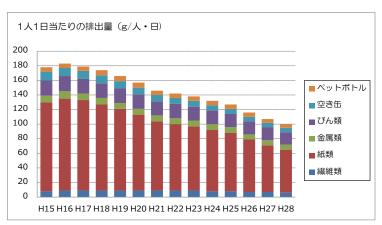


図 3-3-3 資源物量推移(排出原単位)

やかな分別排出の仕方についての周知が必要です。(図 3-3-3 参照)

(3) 市民意識の向上

1)分別の徹底

本市では「野田市のごみの出し方・資源の出し方」を全戸に配布して、分別の徹底及び集団 資源回収への協力を求めていますが、可燃ごみの中には、資源となるべき紙が、45.5%含まれ ており、不燃ごみも 12.4%含まれていることから、市民による排出時の分別の徹底が十分では ないと考えられます。分別の徹底を図るためには、市民意識の向上が欠かせませんが、そのた めには、市民のライフスタイルも変化していることから、「野田市のごみの出し方・資源の出 し方」の見直しも必要です。

2) リサイクルフェア等再利用活動の活性化

毎年「産業祭」に合わせて実施しているリサイクルフェアでは、市民から提供された書籍を 古本市として無償配布するとともに寄附金の募集を行い、市民によるフリーマーケットの開催 や、市内小学校4年生によるポスターの展示、表彰を行っています。しかし、主要事業の古本

市では市民の提供による書籍 数は、平成 15 年度の約 39,000 冊をピークに減少し、 平成 29 年度は約 10,100 冊 となっています。古本の減少に ついては、リサイクル店舗など の民間市場へ流れていること も一つの原因と考えられます が、リサイクルフェアによる一 定の啓発効果もあることから、 状況の変化に応じた内容やP R方法の検討を行い、リサイ クルフェアの内容の充実を

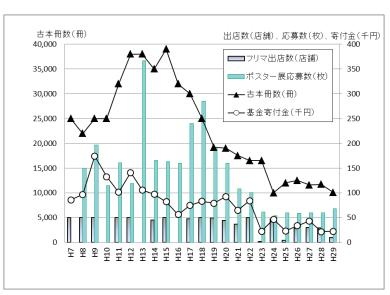


図 3-3-4 リサイクルフェアの利用状況

図る必要があります。(図 3-3-4 参照)

(4) 市民同士の連携効果

廃棄物減量等推進員を中心としたごみ減量に関する活動を進める上で、多くの自治会では廃棄物減量等推進員との連携・協力が図られているものの、自治会は任意組織であるため、現状では、両者の活動を画一的に結び付けることは難しい状況です。しかしながら、両者の連携によるごみ減量効果は、非常に大きな成果を期待されていることから、その連携の強化を図る必要があります。

(5) 事業系ごみの発生抑制対策

家庭系ごみについては、平成7年度に実施した指定ごみ袋制度などの諸施策によって大幅に減量化・再資源化が進んだのに対して、事業系ごみは、変動はあるものの、平成26年度までは、ほぼ横ばいで推移していました。そこで、30%の減量目標の達成に向けて、平成27年7月から事業系一般廃棄物の処理手数料の引き上げを行うとともに、8月からは清掃工場への搬入車両に対する抜き打ち展開検査を実施する等、事業系ごみの減量に向けた指導強化を行いました。その結果、平成27年度から事業系ごみは減少し、中間年度の減量目標を達成しましたが、30%の減量目標は達成していないため、今後も、事業系ごみの減量化・再資源化の推進に向けてより具体的な施策の実施が必要です。(図3-3-5参照)

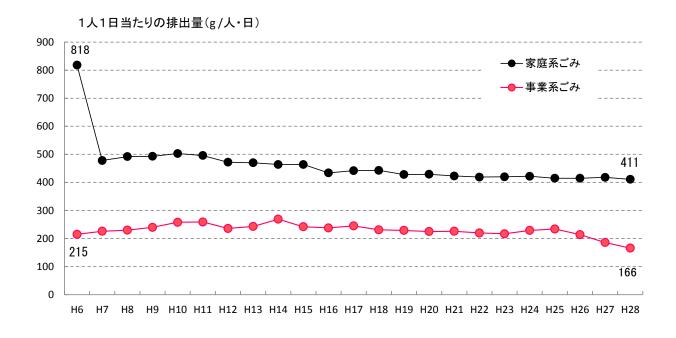


図3-3-5 1人1日当たりの排出量(排出原単位)の推移

(6) 新清掃工場の建設

本市は、関宿クリーンセンターが地元との和解により平成26年3月に稼働を停止しています。一方、野田市清掃工場については、順調に稼働しているものの、老朽化により早晩建て替えが必要な状態です。

一般廃棄物の処理は、自区内で完結することが基本であることから、野田市清掃工場と関宿 クリーンセンターの両者を一体整備する新清掃工場を市内に建設することは、市の喫緊の課題 です。なお、新清掃工場については、用地周辺の環境保全に十分配慮するため、施設のコンパ クト化と公害防止など環境保全対策の徹底を図る必要があります。

(7) 最終処分場の確保

一般廃棄物の自区内処理を進める上で、最終処分場は必要不可欠な施設です。市では最終処分場の確保に努めてきましたが、適地の確保が困難な状況にあります。そのため、本市の最終処分場は、平成元年から、他市の民間処分場に依存している状況にあります。今後とも、本市における最終処分場の確保は、重要な課題です。

(8) 生ごみ堆肥化装置の導入促進

家庭から排出される生ごみの減量化を目的として、平成10年度以降、生ごみ堆肥化装置購入助成金制度を実施しています。平成10年度には年間300件以上あった導入件数が、平成27年度では104件になり、制度発足以降減少傾向を示していましたが、平成28年度から対象者、対象容器、交付金額等を拡充したことにより、増加に転じています。表3-3-1に示すとおり平成28年度末時点では、コンポスト、機械式生ごみ処理機を合わせた約3,800台が導入されています。

生ごみ堆肥化装置は、可燃ごみ中で最も大きな割合を占める厨が類を、排出段階で減量・リサイクルできる機器です。ごみの減量化に大きな効果が期待されることから、更なる導入促進を図るための取組が必要です。(表 3-3-1 参照)

表 3-3-1 堆肥化装置購入決定件数

	ı	1# 0m /				
		堆肥(機械式	合計数
	コンポスト	密閉容器	キエーロ	小計		
平成10年度	182			182	127	309
平成11年度	185			185	140	325
平成12年度	158			158	110	268
平成13年度	79			79	120	199
平成14年度	88			88	86	174
平成15年度	166			166	118	284
平成16年度	111			111	131	242
平成17年度	97			97	153	250
平成18年度	92			92	157	249
平成19年度	100			100	130	230
平成20年度	127			127	96	223
平成21年度	104			104	93	197
平成22年度	63			63	70	133
平成23年度	59			59	44	103
平成24年度	86			86	52	138
平成25年度	82			82	45	127
平成26年度	90			90	50	140
平成27年度	65			65	39	104
平成28年度	91	8	2	101	62	163
合計	2,025	8	2	2,035	1,823	3,858

(9) 堆肥化施設の整備・拡充

近年、生ごみの堆肥化施設を整備し、資源化している自治体もあります。本市では、剪定枝などについて、堆肥化施設において資源化を図っていますが、生ごみについても堆肥化施設の整備を検討する必要があります。

(10) リサイクル展示場の利用促進

平成7年度から粗大ごみの減量化と市民に対する啓発のため、戸別収集した粗大ごみから再使用可能なものについてリサイクル展示場で無償提供を行っていますが、その再使用率が、ここ5年間では16%前後で推移しており、微増傾向です。平成28年度までの粗大ごみ排出量は増加しており、それに伴い、再生利用率も増加しています。リサイクル展示場への来場者は、ほぼ横ばいとなっています。今後更にリユースを推進するため、利用促進のための方策を検討する必要があります。

(11) 不法投棄の撲滅

不法投棄対策としては、廃棄物減量等推進員の協力によるパトロール、委託業者による巡回、 24 時間電話通報制度、関係地権者へ下草刈りや防護柵の設置など土地管理の強化要請、不法投 棄防止看板の設置など、様々な対策を実施しています。さらに、平成 27 年度からは、新たな

不法投棄等監視カメラを 設置し、不法投棄の防止 に努めています。しかし、 平成28年度には市内の 不法投棄で、市施設に搬 入にされたものだけでも 89.86 t にもなります。

不法投棄の撲滅は、街 の美化や環境保全の観点 からも、重要な課題であ り対策を強化する必要が

り対策を強化する必要が あります。 (図 3-3-6 参照)

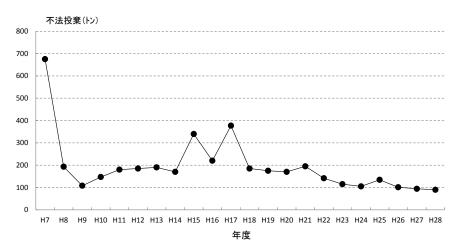


図 3-3-6 不法投棄量の推移

(12) 高齢者世帯などに対する配慮

平成16年度から家庭から排出されるごみなどを、ごみステーション(集積所)へ出すことが困難な高齢者、障がい者などに対し、安否の確認を行いながら戸別収集(野田市ひとり暮らし高齢者等ごみ出し支援事業)を実施しています。さらに、平成27年度からは、粗大ごみの運び出しが困難な高齢者、障がい者等に対し、屋内からの粗大ごみの運び出し収集事業(野田市粗大ごみ運び出し収集事業)を実施することで、高齢者、障がい者などが在宅での生活が維持できるよう支援し、福祉の増進を図っています。地域の高齢化が進むなか、今後も需要が増加していくものと考えられます。今後は更に地域コミュニティとの連携を図りつつ、より効果的な方法について検討が必要です。

第1節 ごみ処理の基本方針

私たちは、これまで、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた経済発展により、便利で豊かな生活を享受してきましたが、同時に自然環境に対して大きな負荷をかけることになり、地球温暖化などの問題を引き起こすこととなりました。豊かな自然環境を維持するためには、環境に優しい社会の形成が急務ですが、その中でもごみ問題の解決は差し迫った課題であり、資源を有効に活用する、「循環型社会*1」への更なる推進を図っていくことが不可欠です。

元来、ごみ処理は、ごみを排出する人が自分自身で責任をもって処理・処分することが原則です(原 点処理の原則)。しかし、原点処理は、時間的にも経費的にも非効率であることから、「廃棄物の処 理及び清掃に関する法律」では、一般廃棄物の処理を自治体の責務として自治体に行わせることとし ています。

本市では、平成7年度に指定ごみ袋制度を導入し、市民の理解と協力により、大幅なごみ減量を達成するとともに、その後もリサイクルや資源の有効利用に向けて先駆的な取組を行ってきました。

また、平成25年10月には、基本計画に掲げる4つの重点施策55の事業及び重点施策に関連するその他の事業の具体的実施方法及び実施時期等について、廃棄物減量等推進審議会に諮問し、平成29年2月までに指定ごみ袋無料配布数の削減や事業系ごみ削減に向けた指導強化策など4度の答申を頂き、減量施策を実施してきた結果、事業系ごみについては、一定の減量効果を得ました。しかしながら、経済社会活動の複雑多様化に伴い、廃棄物は、単なる量的な問題のみではなく、種類や質の多様化も進んでおり、ごみ減量施策の効果がはっきりしない状況にあります。

このため、市民、事業者、行政の3者が各々の役割を見直し、協働して新たなごみ減量施策を展開することが急務となっています。

そこで、本市においては基本方針を『~市民・事業者・行政の協働による~循環型社会への更なる 推進』と定め市民・事業者・行政が協働・連携を強化し、パートナーシップの維持と更なる発展に努 め、循環型社会への更なる推進を図ります。

基本方針 ~市民・事業者・行政の協働による~ 循環型社会への更なる推進

なお、後期計画は、ごみ処理に関する基本的な事項について定めるものであり、4つの重点施策52の事業及び重点施策に関連するその他の事業の具体的実施方法及び実施時期等については、廃棄物減量等推進審議会に諮り実施します。

(出典:循環型社会形成推進基本法)

23

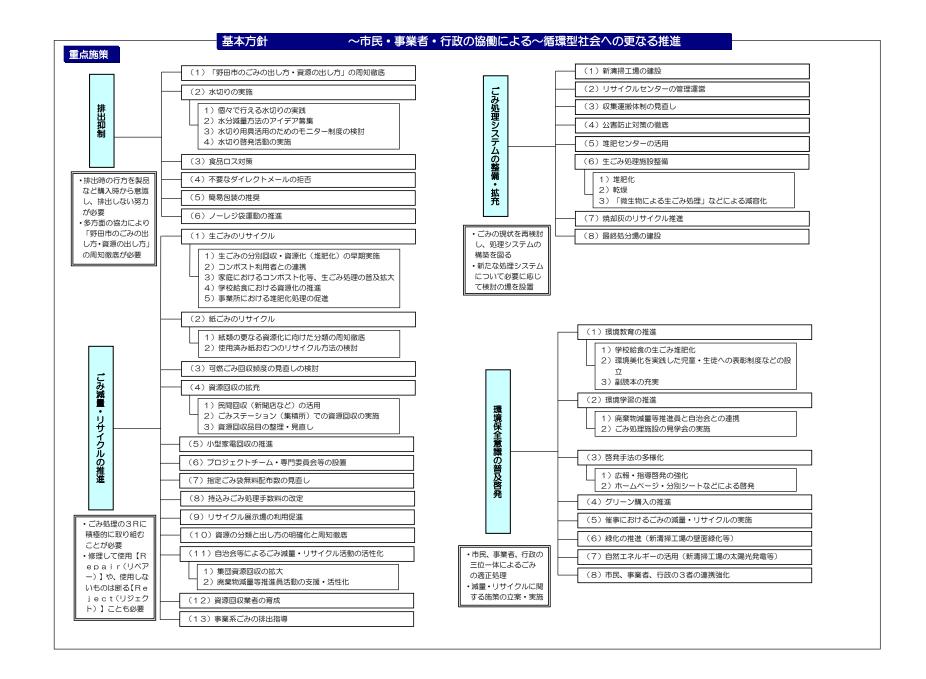
^{※1} 循環型社会とは「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天浴資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう」

第2節 施策の体系

基本方針『~市民・事業者・行政の協働による~循環型社会への更なる推進』の実現に向けて、① 排出抑制、②ごみ減量・リサイクルの推進、③ごみ処理システムの整備・拡充、④環境保全意識の普及啓発の4項目を重点施策として位置付け、次の事項に留意しつつ、確実かつ体系的な計画の推進を図っていきます。

(留意事項)

- (1)施策の体系に掲げる重点施策は、基本計画期間中に実施あるいは実施の検討をすべき施策ですが、具体的な施策の実施については、緊急度、費用対効果などの課題を整理し、更には市の財政状況についても勘案した上で、廃棄物減量等推進員代表者会議の御意見を伺いながら廃棄物減量等推進審議会に諮り、実施していくこととします。
- (2) 4項目の重点施策は、相互に関連する施策も多いことから、具体的な施策の実施に当たっては、この点に十分に配慮し、整合のとれた施策の展開を図っていくこととします。
- (3) 緊急度が高く、費用対効果に優れていると考えられる施策又は市民に相当の努力が望まれる施策の具体的実施に当たっては、必要に応じ市民参加によるプロジェクトチーム又は専門 委員会を設置し、検討することとします。



第3節 重点施策

1. 排出抑制

(1) 「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の周知徹底

全世帯に配布している啓発冊子「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の記述内容の周知徹底を図り、市民、事業者の確実な実行を促進することは、本市においてごみ処理を行う上で最も重要であり、排出抑制効果が具体的な成果として現れる最も有効な方法です。

市としては、この啓発冊子については、廃棄物減量等推進員のみならず、自治会との連携を図りながら、地区座談会の実施や自治会回覧など、様々な機会を利用して周知徹底を図り、全市民による協働体制の構築を強力に推進していきます。

また、市報・市ホームページなどを利用して、ごみの分別方法や指定ごみ袋の使用などについても、引き続き周知徹底を図ります。

(2) 水切りの実施

生ごみの水切りを実践することは、原点処理である排出源での減量につながり、大きな排出抑制効果が期待できます。そのためには、市民による取組が非常に重要です。

市民一人一人による水切りの実践が減量に効果的であることから、市としてはPR方法も検討しながら積極的に推進していきます。その際、啓発活動の一環として、水分減量方法について、広く市民にアイデア募集を行ったり、市民各自による水切りへの実践効果の向上方法の一つの手法として、水切り用具活用のためのモニター制度の創設についても検討します。

(3)食品ロス対策

食品ロスの削減に取り組んでいる市内飲食店をホームページ等で紹介するとともに、家庭や学校において、食べ物の大切さやごみ問題などへの意識啓発を行い、食品廃棄物の発生抑制を推進していきます。

(4) 不要なダイレクトメールの拒否

ダイレクトメールは、本人の意思に関係なく送付されることから、不要なダイレクトメールの 断り方などを紹介します。

(5) 簡易包装の推奨

家庭系ごみの中で大量に排出されている包装紙などの減量化を推進するために、事業者に簡易 包装商品などの導入による環境に配慮した取組を促します。また、市民に対しては、過剰包装の 商品や使い捨ての商品をできるだけ買わないよう奨励します。また、簡易包装実施店舗を紹介し ます。

(6) ノーレジ袋運動の推進

レジ袋の削減は、簡単にできる環境に配慮した行動の一つであることから、事業者と連携しマイバッグ運動を奨励するとともに、実施店舗を紹介します。

2. ごみ減量・リサイクルの推進

(1) 生ごみのリサイクル

生ごみのリサイクルは、紙のリサイクルとともに、早期に実施すべき重要な施策であることから、以下の施策について、費用対効果を検証し、効果が期待できる施策を順次実施します。

1) 生ごみの分別回収・資源化(堆肥化)の早期実施

焼却対象ごみに占める割合の高い生ごみ(厨が類)について、資源化(堆肥化)を目的とした分別回収の実施を目指します。

2) コンポスト利用者との連携

生ごみを堆肥化した製品(コンポスト)は、利用者による積極的かつ継続的な活用が不可欠であることから、リサイクルループ(生ごみの排出者、堆肥の生産者、堆肥による食物の生産者の3者間での循環する流れ)の構築を目指します。

3) 家庭におけるコンポスト化等、生ごみ処理の普及拡大

平成7年度より実施し、平成28年度に制度拡充をした「生ごみ堆肥化装置購入助成金制度」の更なる推進により生ごみ処理の普及拡大を図ることとし、その際、処理機種ごとに一部の家庭の協力を求め、生ごみの減量効果などを検証します。

また、水分削減とともに分解処理や乾燥処理により減量化した生ごみについては、回収方法や交換制度などの検討を行い、資源化を前提とした更なる排出抑制を目指します。

4) 学校給食における資源化の推進

学校給食で生じた生ごみの資源化を推進します。

5) 事業所における堆肥化処理の促進

生ごみ排出事業者については、有効な減量化策として堆肥化処理に取り組むよう促します。

(2) 紙ごみのリサイクル

紙ごみのリサイクルは、生ごみのリサイクルと同様、以下の施策について、費用対効果を検証 しながら、効果の高い施策を順次実施します。

1) 紙類の更なる資源化に向けた分別の周知徹底

平成 25 年度から 3 年間実施した分類調査の結果、依然として紙類が多く含まれるため、紙類の更なる資源化に向けた分別の実施について周知徹底を図ります。

2) 使用済み紙おむつのリサイクル方法の検討

本市では、高齢化が進行しており、可燃ごみとして排出される紙おむつも増加傾向にあると考えられることから、衛生面に十分留意しつつ、リサイクル方法を検討します。

(3) 可燃ごみ回収頻度の見直しの検討

生ごみの回収機会の増加に合わせて、可燃ごみの回収頻度の見直しについて検討します。

(4) 資源回収の拡充

資源回収の拡充策として、現状の集団資源回収を推進していくとともに、新たな資源回収品目の追加や、ごみステーション(集積所)を活用した資源回収の実施も検討します。また、入れ歯回収ボックスを設置して、不要となった金歯や入れ歯の回収を進めます。なお、新聞販売店等の民間回収については、共存を図っていくこととします。

(5) 小型家電回収の推進

使用済み小型家電回収の推進については、ごみの減量につながることから、様々な機会を利用 してPRするとともに、回収拠点や回収頻度の見直しなど、より効果的な回収システムの構築に 取り組みます。

(6) プロジェクトチーム・専門委員会等の設置

基本計画による方針を受けて、具体的な個別施策の実施に向けた行動については、必要に応じて、プロジェクトチームや専門委員会を設置して、実効性のある施策の早期実施を図ります。

(7) 指定ごみ袋無料配布数の見直し

家庭ごみの処理責任は市にあることから、今後も指定ごみ袋の無料配布を継続することとしますが、「指定ごみ袋無料配布数見直し」施策は、最も直接的で有効なごみ減量施策であるため、市民の負担に配慮した配布数の見直しを進めます。なお、減量に資することを前提とした配布数の考え方は変えずに、市民要望の強い指定ごみ袋の容量選択制については平成31年度から導入することとします。

(8) 持込みごみ処理手数料の改定

持込みごみ処理手数料については、平成27年7月に改定していますが、引き続き、近隣市の処理手数料の動向に注視し必要に応じ見直しを検討します。

(9) リサイクル展示場の利用促進

リサイクル展示場への来場者は、平成 22 年度より増加し一定水準を保っていますが、今後も市民にリサイクル展示品のPRを含めた施設の周知徹底を図ります。また、新清掃工場についても、現在のリサイクル展示場の機能を持たせることを検討します。

(10) 資源の分類と出し方の明確化と周知徹底

資源の分別と出し方については、廃棄物減量等推進員の協力の下に地区座談会などの開催を通じて「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の周知徹底を図ります。

また、「野田市のごみの出し方・資源の出し方」について、市民により分かりやすくするため 今後も継続的に見直しを行い、様々な機会を利用して周知徹底を図ります。

(11) 自治会等によるごみ減量・リサイクル活動の活性化

廃棄物減量等推進員の活動を推進し、自治会などとの連携強化を図りながら、集団資源回収の拡大について検討していきます。

また、自治会などに対して、廃棄物減量等推進員活動の重要性を周知することで、推進員が活動しやすい環境を整えるとともに、推進員会議における研修や地区連絡会などにより、引き続き推進員の育成を図っていきます。

(12) 資源回収業者の育成

集団資源回収の継続発展のために、資源回収業者の支援・育成を図ります。

(13) 事業系ごみの排出指導

事業用大規模建築物の所有者へ届出を求めている「減量計画書」に基づく排出指導の徹底を図ります。中小事業所に対しては、市民、行政との3者の連携への積極的な協力を要請するとともに、施設搬入時における抜き打ち展開検査などを実施し、指導を強化していきます。

3. ごみ処理システムの整備・拡充

(1) 新清掃工場の建設

本市では、関宿クリーンセンターが平成26年3月に稼働を停止しています。一方の野田市 清掃工場は、順調に稼働しているものの、老朽化により、早晩建て替えが必要な状況です。この ような現況を踏まえ、経済的かつ効率的な処理を行うため、野田市清掃工場と関宿クリーンセン ターの両者を一体整備する新清掃工場の早期稼働を目指します。

なお、新清掃工場については、建設地周辺の環境保全に十分配慮するため、施設のコンパクト化と公害防止など環境対策の徹底を図るとともに、緑化や自然エネルギーのモデル導入など、低炭素型社会づくりのための拠点としても位置付け、環境学習のセンター機能を備えた施設づくりを目指します。

また、建設候補地の選定に当たっては、野田市新清掃工場建設候補地選定審議会の答申に沿って、全市民的見地から選定することとします。

(2) リサイクルセンターの管理運営

リサイクルセンターについては、適正な管理運営を行うとともに、不燃ごみとして排出される 容器包装プラスチック類や混入している金属類、ペットボトル類などを選別して、資源化率の向 上を目指します。

(3) 収集運搬体制の見直し

ごみの収集・運搬は、ごみステーション(集積所)方式を基本とし、直営又は委託により行う ものとしますが、新清掃工場の稼働に合わせて、効率的で適正な収集運搬体制の構築を図ります。

(4) 公害防止対策の徹底

施設運用時には、ダイオキシン類などの有害物質の発生を可能な限り低減させるため、厳正な運転管理を行い、公害防止対策の徹底を図ります。なお、大気質や騒音・振動・臭気、ダイオキシン類の測定結果及び施設の運転管理状況については、定期的に「野田市清掃工場等環境保全協議会」に報告するとともに市民に公表します。

(5) 堆肥センターの活用

生産堆肥の需要市場の動向を踏まえ、現在の堆肥センターの活用に努めます。

(6) 生ごみ処理施設整備

生ごみの分別収集の実施に向けて、本市にとって最も効果的な生ごみの処理施設整備を目指すため、「堆肥化処理施設」や「乾燥施設」、更には「微生物による生ごみ処理施設」などについて比較検討を行い、最も効果的な施設整備を目指します。

(7) 焼却灰のリサイクル推進

焼却灰の一部エコセメント化及びスラグ化については、今後の情勢変化を踏まえ検討します。

(8) 最終処分場の建設

最終処分場は、自区内処理を完結させるためには必要な施設ですが、本市では、平成元年以降、 他市の民間処分場に依存しています。

本市は、周囲を河川に囲まれ、優良農地が多く存在していることからも、その確保が困難な状況となっていますが、今後も引き続き確保に努めます。

4. 環境保全意識の普及啓発

(1)環境教育の推進

未来を担う子供たちの環境保全意識の高揚を図るため、副読本を充実させ、見えないところで 自発的に環境美化を実践した児童・生徒の表彰を行い、子供たちを発信源とした家庭、地域にお ける環境美化意識の向上などを図ります。

また、子供たちに環境保全の重要性を体感させるため、新清掃工場などのごみ処理施設を拠点とした環境教育の実践を目指します。

(2)環境学習の推進

最も身近な地域コミュニティの場である自治会を中心として環境保全意識の普及啓発を図るため、例えば、各自治会において廃棄物減量等推進員活動を自治会活動の一環として位置付けることを推奨するなど、廃棄物減量等推進員と自治会との連携強化を図るとともに、新清掃工場などのごみ処理施設を環境学習の拠点としても位置付け、見学会の実施などを進めます。

(3) 啓発手法の多様化

市報などを中心とした従来型の広報・指導啓発の強化を図るとともに、ホームページの活用、 分別シートなどの作成・配布、製造メーカーや流通企業への働きかけなど、より多くの市民に環 境保全意識の普及を図るため、啓発手法の多様化を進めます。

(4) グリーン購入の推進

市は、グリーン購入法に基づき、環境負荷の少ない製品の購入に取り組みます。また、再利用・資源化された製品の購入に努めます。

なお、事業者にも同様の取組を促していきます。

(5) 催事におけるごみの減量・リサイクルの実施

事業実施者との協議により、催事におけるごみの減量・リサイクルの実施を進めます。また、 毎年実施しているリサイクルフェアについては、一定の啓発効果は認められますが、状況の変化 に応じた内容やPR方法の検討を行います。

(6)緑化の推進(新清掃工場の壁面緑化等)

新清掃工場を環境教育、環境学習の拠点として位置付けるため、壁面の緑化を推進します。

(7) 自然エネルギーの活用(新清掃工場の太陽光発電等)

自然エネルギーの活用を推進し、新清掃工場を環境教育、環境学習の拠点とします。

(8) 市民、事業者、行政の3者の連携強化

基本方針である『~市民・事業者・行政の協働による~循環型社会への更なる推進』を図るため、生ごみの堆肥化を実施しているスーパーマーケットやコンビニエンスストア等の事業者との情報交換や協力ができるよう、定期的に市民、事業者、行政の3者が連携できる場を設定するなど、環境保全意識の共有化による3者の連携強化を進めます。

第4節 減量目標とごみ量の予測

1. 減量目標値の設定

減量目標値は、家庭系と事業系について個々に目標値を定めました。数値は、人口変動に影響を受けない1人1日当たりの排出量を基準値としました。本市では、現在、新清掃工場の建設を計画しており、「安全・安心」な施設建設はもちろんですが、可能な限りの減量化施策の実施により、処理量の削減による施設規模の縮小を進めることとします。市民、事業者、行政が協働して実効性の高い施策に取り組むことによって、具体的な数値目標として、目標年度である平成33年度には基準年度である平成22年度に対して1人1日当たりの排出量の20%削減を目指します。

2. 減量目標に基づくごみ量の予測

減量目標値に基づく本市における家庭系ごみ、事業系ごみ量の推計値(排出源単位)は、次のように見込まれます。なお、家庭系ごみと事業系ごみを合わせた総排出量、再生利用量、最終処分量は、表 4-4-1 に示すとおりです。また、表 4-4-2 及び図 4-4-1 は目標値を年度別に示したものです。

本市における将来ごみ排出量の目標

区分	家庭系ごみ1人1日平均排出量 (家庭系ごみ排出量)		事業系ごみ1人1日平均排出量 (事業系ごみ排出量)		
基準年度	419g/人・日		220g/人・日		
(平成 22 年度)	(24,030 t /年)		(12,609 t /年)		
	現状推移	目標値	現状推移	目標値	
	g/人・日(t/年)	g/人・日(t/年)	g/人・日(t/年)	g/人・日(t/年)	
	対平成22年度比	対平成22年度比	対平成22年度比	対平成22年度比	
目標年度	403(22,778)	352(19,895)	176(9,948)	159(8,987)	
(平成 33 年度)	96%	84%	80%	72%	

[※]集団資源回収、剪定枝等分は、含まず。

【削減目標の設定】

循環型社会形成推進基本計画の取組目標(平成 12 年度比で目標年度の平成 32 年度において平成 12 年度比 25%以上削減)を参考としつつ、中間年度である平成 28 年度の減量状況は、基準年度に対し 9.8%の減量にとどまっており、目標年度である平成 33 年度での減量目標の達成は困難な状況となっています。このような状況から、重点施策の検証及び後期計画に必要な施策等についての審議会議論の結果、目標年度である平成 33 年度の減量目標を 20%に変更することとしました。なお、市民並びに事業者の協力を得ることを大前提に、平成 33 年度以降も減量を進め、平成 39 年度での 30%の削減を目指します。

[※]家庭系排出量は収集量、事業系排出量は直接搬入量とした。

表 4-4-1 目標値に対する結果のまとめ

項目	平成 22 年度	平成 28 年度	平成 33 年度	
	49,049 t	43,441t	40,413t	
総排出量 	_	(11.4%減少)	(17.6%減少)	
収集ごみ	24,030t	23,184t	19,895t	
直接搬入ごみ	12,609t	9,398t	8,987t	
集団資源回収	8,118t	5,631t	5,652t	
剪定枝等	4,232t	5,102t	5,765t	
小型家電		68t	57t	
その他	59t	58t	57t	
T // 4/ D =	40540	12,863t	13,172t	
再生利用量	16,549t	(22.3%減少)	(20.4%減少)	
最終処分量	5,233t	5,976t	5,343t	
	_	(14.2%増加)	(2.1%増加)	

注:()内は、平成22年度比

[※] 減量目標値(20%)は、収集ごみと直接搬入ごみの合算量について設定

[※] 平成 22 年度実績の総排出量と内訳の合計は、端数処理しているため一致しません。

[※] 平成30年3月の改定から総排出量に、その他(蛍光灯、乾電池)を加えているため、前期計画の 総排出量とは一致しません。

表 4-4-2 家庭系ごみ量及び事業系ごみ量の予測結果 (t/年)

年度/区分	家庭	至系	事業系		合計	
	実績		実績		実績	
平成20年度	24, 540		12, 900		37,440	
平成21年度	24, 278		12, 954		37,232	
平成22年度	24, 030		12, 609		36,639	
平成23年度	24, 196		12, 509		36,705	
平成24年度	24,	107	13, 106		37,213	
平成25年度	23,	656	13, 354		37,010	
平成26年度	23, 545		12, 177		35,722	
平成27年度	23, 716		10, 589		34,305	
平成28年度	23,	184	9, 398		32,582	
年度/区分	現状推移	減量化	現状推移	減量化	現状推移	減量化
平成29年度	23, 236	22, 611	10, 851	9,374	34,087	31,985
平成30年度	23, 097	21, 962	10, 612	9,250	33,709	31,212
平成31年度	23, 021	21, 316	10, 402	9,209	33,423	30,525
平成32年度	22, 877	20, 612	10, 193	9,060	33,070	29,672
平成33年度	22, 778	19, 895	9, 948	8,987	32,726	28,882

※資源物は除く

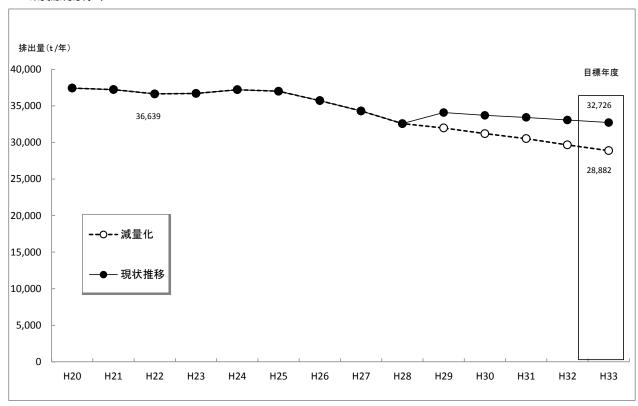


図 4-4-1 家庭系ごみ量及び事業系ごみ量の予測結果

第5章 計画策定に当たっての留意事項

第1節 施策の実施体制

1. 市民・事業者・行政のパートナーシップの構築

本計画の確実な推進のためには、基本方針に掲げる市民・事業者・行政の協働が不可欠です。 このため、市民・事業者・行政のパートナーシップの構築に向けた体制を確立します。

2. 他の自治体との連携による広域支援体制

災害等の緊急時や大規模改修においても廃棄物の適正処理を継続するために、本市では、周辺の自治体と協定を締結し相互協力体制を確立していますが、更に広域的災害に備えた新たな広域支援体制の構築に努めます。

3. 災害対策体制の確立

国が平成26年3月に策定した災害廃棄物対策指針及び平成27年1月に策定した大規模災害時における災害廃棄物対策行動指針等を十分踏まえるとともに、千葉県が策定した災害廃棄物処理計画、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく地域防災計画等と整合を図りつつ、本市においても、災害対策体制を確立し、具体的かつ実効性のある災害廃棄物処理計画を策定します。

4. 環境マネジメントシステムの導入

環境保全への取組を、市民、事業者に率先垂範するため、例えば環境省が認証するエコアクション 21*などの認証・登録を進めます。

第2節 地球温暖化防止への配慮

地球温暖化防止のためには、温室効果ガス排出量の削減が必要となることから、可能な限りごみ減量を進めることで、焼却施設のコンパクト化を図るとともに、環境負荷の低減と資源の効率的な回収に努め、自然環境及び地球温暖化防止に配慮したごみ処理システムを構築します。

[※] エコアクション 21 は、全ての事業者が、環境への取組を効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、取組を行い、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドラインです。エコアクション 21 ガイドラインに基づき、取組を行う事業者を、審査し、認証・登録する制度が、エコアクション 21 認証・登録制度です。